

海老名市名義後援等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う事業について、当該団体等からの申請により、海老名市（以下「市」という。）が名義後援及び共催を決定する場合の基準及び手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 各種の目的を持って設置されている組織で、国及び他の地方公共団体、政党・政治団体、宗教団体、暴力団体並びに個人を除くもの
- (2) 名義後援 団体等が主催する事業について、その公益性等から「海老名市後援」と呼称し、パンフレット、ポスター等への呼称の使用を承認するもの
- (3) 共催 市が主催者の一員として、事業を他の団体等と共同して企画又は運営し、当該事業の一部において経費を負担し又は責任の一部を負うもの。ただし、経費とは補助金や人的支援等を指す。

(対象とする事業)

第3条 市の名義後援及び共催（以下「後援等」という。）の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性を有する事業
- (2) 市の政策、施策及び事業との整合性を有する事業
- (3) 市民を対象とする事業

(後援等の申請)

第4条 市の後援等を受けようとする事業の主催者は、海老名市名義後援等申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請に当たっては、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 事業計画書等（事業の目的及び内容が分かる書類）
- (2) 主催団体の規約、会則その他これらに類するもの
- (3) 主催団体の構成員名簿
- (4) 後援等を受けようとする事業の収支予算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請は1事業ごとに行うものとし、複数事業の一括申請は認めないものとする。

(申請の受付及び審査)

第5条 申請の受付は、当該申請に係る事業の内容を所管する部において行うものとし、関係する事業を所管する部がない場合は、市民活動所管課にて行うものとする。

(後援等の承認の基準)

第6条 市は、事業の主催者から後援等の申請があったときは、次に掲げる基準に基づいて主催団体及び当該事業の内容を審査し、後援等の承認の可否を決定する。

(1) 公序良俗に反しない事業であること。

(2) 実施主体が特定の政党、政治団体又は宗教団体でないこと。

(3) 営利を目的としない事業であること。

(4) 参加者に実費を大きく上回る参加費を負担させるなど、過大な負担を求めない事業であること。

(5) その他後援等を行うことが適当でないと認められる要素がない事業であること。

(通知)

第7条 市は、後援等の承認を決定したときは、海老名市名義後援等承認通知書(第2号様式)により、その承認をしないと決定したときは、その旨を海老名市名義後援等不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(承認の条件)

第8条 市は、後援等の承認に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

(2) 事業の開催に当たっては、市の名誉を傷つけることのないよう十分に配慮すること。

(3) 事業の開催に当たっては、公衆衛生、安全対策等について、十分な措置を講ずること。

(4) パンフレット、ポスター、案内状等を配布するときは、あらかじめ市に連絡すること。

(5) その他市長が特に必要と認めること。

(変更)

第9条 団体等は、第6条の規定により承認を受けた団体等は、当該承認を受けた後に事業計画を変更しようとする場合、速やかに海老名市名義後援等変更申請書（第4号様式）に事業内容の変更理由及びその変更内容を明らかにする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の海老名市名義後援等変更申請書を受理したときは、第6条に規定する基準に基づいて審査し、変更を承認するときは、海老名市名義後援等変更承認通知書（第5号様式）により、その承認をしないときは、その旨を海老名市名義後援等変更不承認通知書（第6号様式）により団体等へ通知するものとする。

（承認の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、海老名市名義後援等承認取消通知書（第7号様式）により団体等へ通知し、直ちにその承認を取り消すことができる。

- （1） 承認を受けた団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。
- （2） 申請書又は添付書類に虚偽があると認められたとき。
- （3） 関係法令に違反したとき
- （4） 第6条各号の基準に満たさないと認められたとき。
- （5） 第8条各号の条件に違反したとき。
- （6） その他市長が取消しすることが必要と認めたとき。

2 承認の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、市長はその賠償の責を負わないものとする。

（事業実施報告）

第11条 市の後援等を受けた事業の主催者は、当該事業が終了したときは、速やかに海老名市名義後援等実施報告書（第8号様式）に事業収支決算書を添付して、市に報告するものとする。

（事務主管課）

第12条 後援等に関する承認事務は、当該後援等に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとし、関係する事務を所掌する課等が無い場合は、市民活動所管課にて行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、後援等の取扱いに関する事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた後援等の承認については、改正後の要綱によりなされた後援等の承認とみなす。